

運航基準

令和6年7月1日

させぼパール・シー株式会社

目次

第1章 目的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、九十九島遊覧航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象		風速	波高	視程
港名				
鹿子前港	遊覧船	13 m/s以上	1.5 m以上	300 m以下
鹿子前港	小型船舶	13 m/s以上	1.5 m以上	300 m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速13m/s以上	波高1.5m以上
-----------	----------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
13m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高1.5m以上又はうねり 階級3以上	横揺れ 10度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速 13 m/s以上	波高 1.5 m 以上
-------------	-------------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状

況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準航路変更の措置をとらなければならない。

視程 300m以下

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、周囲の気象・海象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が300m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象			視程
	風速	波高	視程	
鹿子前港 遊覧船	1.3m/s以上	1.5m以上	300m以下	
鹿子前港 小型船舶	1.3m/s以上	1.5m以上	300m以下	

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航中止記録簿に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点の主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が運航管理者及び運航管理員と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。

3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、6経路とする。

九十九島観光遊覧航路	■ 運航基準図 (A、D、F)	※別紙ア
	■ 運航基準図 (B、E、G)	※別紙イ
	■ 運航基準図 (C)	※別紙ウ
カタマランヨット航路	■ 運航基準図 (a、b)	※資料イ-1
	■ 運航基準図 (c、d)	※資料イ-2
	■ 運航基準図 (e、f、g、h)	※資料イ-3

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

九十九島観光遊覧航路

パールクイーン		
速力区分	速力	毎分回転数
微速	3ノット	470rpm
半速	5.5ノット	600rpm
航海速力	10.0ノット	820rpm

カタマランヨット航路

99TRITON		
速力区分	速力	毎分回転数
微速	1.5ノット	1000rpm
半速	3.0ノット	1500rpm
航海速力	6.5ノット	2700rpm

小型船舶

小型船舶		
速力区分	速力	毎分回転数
微速	1.5ノット	1000rpm
半速	3.0ノット	1500rpm
航海速力	6.0ノット	2500rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(特定航法)

第9条 航法は、別表（運航基準表参照）

(通常連絡等)

第10条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) 通過地点及び時刻については、別表（運航基準表参照）。

(2) 連絡事項

- ① 通過地点名
- ② 通過時刻
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第11条 船長は、入港10分前となったときは（横島に正横に至ったときは）、運航管理者又は副運航管理者並びに運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

(1) 入港予定時刻

(2) 運航管理者又は副運航管理者並びに運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者又は副運航管理者及び運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

(1) 着岸岸壁の使用船舶の有無

(2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況

(3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）

(4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者又は副運航管理者及び運航管理補助者との連絡は次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社	IP無線（九十九島観光遊覧船航路） 携帯電話（九十九島観光遊覧航路、カタマランヨット航路）
(2)	緊急の場合	本社	IP無線（九十九島観光遊覧船航路） 携帯電話（九十九島観光遊覧航路、カタマランヨット航路）

(機器点検)

第13条 船長は入港着岸(棧)前、入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進(C P P の場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航路変更記録簿に記録するものとする。